

令和4年度 第1回

稲城市住所整理審議会

令和4年11月10日（木）

令和4年度第1回
稲城市住所整理審議会会議録

日 時：	令和4年11月10日（木） 午後2時00分～午後3時00分
場 所：	地域振興プラザ2階 商工会会議室

出席者	1番 吉越 守	2番 高野 芳明
	3番 中山 裕樹	4番 高橋 一朗
	5番 大谷 衆一	6番 榎本 勝美
	7番 松本 暢子	8番 小谷田 政夫
	9番 石黒 和彦	10番 古滝 昇(代理:加藤 義一)
	11番 佐藤 真弘	12番 鈴木 功一

事務局	都市建設部長	小澤 一浩
	まちづくり再生課長	黒田 守人
	住所整理・団地再生係長	平林 雄樹
	住所整理・団地再生係主事	小出 珠夕

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 委員あいさつ
- 3 審議会制度と住所整理事業について
- 4 会長・副会長互選
- 5 報告事項
 - ①坂浜地区の住所整理の進捗状況について
 - ②その他の住所整理実施区域等について

まちづくり再生
課長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
只今より、令和4年度第1回稲城市住所整理審議会を開催いたします。
会議を進行させていただきます、まちづくり再生課長の黒田です。よろしくお願い
します。
それでは、開会に先立ちまして、都市建設部長の小澤より、一言ご挨拶を申し上げ
ます。

都市建設部長

都市建設部長の小澤でございます。
委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありが
とうございます。
本日は、2年ぶりの開催ということで新しい委員の皆様にも、ご出席いただいでい
ると伺っております。何卒、よろしくお願いいたします。
さて、稲城市では、土地区画整理事業を中心に都市基盤の整備を進めており、新た
に整備された町並みには、分かりやすい住所が必要となっており、まちづ
くりの仕上げとして住所整理を行うこととしております。
現在は、坂浜地区の小田良土地区画整理事業が終盤を迎え、換地処分が近づいてお
りますので、この土地区画整理区域と併せて、周辺区域の住所整理を実施していきた
いと考えています。
本日は報告案件ということで、後ほど事務局から説明をいたしますが、委員の皆様
より、忌憚のないご意見をいただければと存じます。
本日はよろしくお願いいたします。

まちづくり再生
課長

最初に、本日使用する資料ですが、事前にお配りした、「本日の次第、稲城市住所
整理審議会資料、住所整理手続きのしおり（案）」の3点となっております。参考に、
稲城市住所整理基本方針をお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思
います。
よろしいでしょうか。
それでは次第1 委嘱状交付でございます。
今回の審議会から、新たに2年間の任期となります。委嘱状は、お時間の都合上、
机上交付とさせていただきますので、ご了承ください。
なお、地域選出の高橋委員、大谷委員は、坂浜地区の案件が終了するまでが任期と
なっております。既に委嘱状を交付させていただいておりますので、引き続き、よろ
しくお願いいたします。
続きまして、次第2 委員あいさつでございます。
お手元の委員名簿の順に吉越委員から自己紹介をお願いいたします。それでは、よ
ろしくお願いいたします。

（ 委 員 挨 拶 ）

まちづくり再生
課長

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

（ 事 務 局 挨 拶 ）

まちづくり再生
課長

続きまして、次第3 審議会制度と住所整理事業について、事務局よりご説明いた
します。

住所整理・団地再
生係長

それでは「次第3 審議会制度と住所整理事業について」ご説明いたします。
住所整理は、町の区域をわかりやすく設定し〇〇一丁目のようにします。そして、
その町の中をブロックに分け番号を付けることで、住所を特定しやすくなるように整
理することです。

住所整理には、手法が2つあります。

ひとつはバラバラになった地番を新たに順序よく振りなおす、町界町名地番整理という方法です。

もうひとつは、地番はそのままに、一定の法則で建物だけに住居番号を付ける、住居表示という方法です。

町界町名地番整理と住居表示のどちらの方法も一長一短があります。稲城市では、地域の状況に応じて、最適な方法によって実施することとしています。

稲城市内では平尾地区で町界町名地番整理を実施しているほか、後に報告いたします、坂浜地区の小田良区画整理事業区域周辺でも町界町名地番整理を実施する予定です。

続いて、住所整理の流れです。

まず、住所整理を実施する地区や周辺の方々に「住所整理地区市民検討会」を設立し、町区域の設定等、住所整理の方針を検討します。

地区市民検討会における検討結果は、市長の諮問機関である住所整理審議会に諮問し、答申を得ます。

その後、市議会の議決を得て、住所変更を行う流れとなります。

稲城市内の住所整理の基本的な考え方といたしまして、「稲城市住所整理基本方針」がございます。

こちらは、平成29年から稲城市住所整理市民協議会で協議され、平成31年2月に本審議会で答申を受け、策定された方針です。

内容としましては、住所整理事業を進める上で必要な町区域の設定や町名に関する事項及び事業の進め方等について記載しております。

今回、資料といたしまして、基本方針のなかから、主だったものを抜粋して記載しております。

項目を確認いたしますと、(1)住所整理の対象区域、(2)町区域の設定、(3)住所整理の手法、(4)実施地区の決定方法、(5)実施地区での進め方、(6)住民や事業者等の協力となっております。

また、基本方針に基づき、「稲城市住所整理実施要領」において詳細を定めております。

こちらでは、町の大きさや、丁目・地番等をつける場合の起点を稲城市役所として右回りで付番すること、町界は、道路、河川、鉄道等の恒久的な施設とすること、などが定められています。

本編は、かなり詳細な内容なので、主な部分を抜粋して、示しています。

「次第3 審議会制度と住所整理事業について」は、以上となります。

まちづくり再生
課長

只今、説明が終わりました。

ここで、ご質問等がありましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

それでは、ご質問等がなければ、次に進めさせていただきます。

まちづくり再生
課長

続きまして、次第4 会長・副会長互選でございます。

これは、稲城市住所整理審議会条例第5条第1項の規定により、委員のうちから互選により選出することになっております。

どなたか、立候補、推薦はございますか。

高橋委員

学識経験者枠の松本委員に会長を、副会長には、自治会連合会の榎本委員にお願いしてはいかがでしょうか。

まちづくり再生
課長

ただいま、会長を松本委員に、副会長を榎本委員にとの発言がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。賛成であれば拍手をお願いします。

(拍 手)

まちづくり再生
課長

ありがとうございます。
会長を松本委員に、副会長を榎本委員に決定いたしました。
それでは、会長は席の移動をお願いします。

(席 移 動)

まちづくり再生
課長

それでは会長、副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(会 長 ・ 副 会 長 挨 拶)

まちづくり再生
課長

次に傍聴についてご説明いたします。
広報いなぎ、ホームページでお知らせいたしました。本日、傍聴者はいないよう
です。
傍聴に関しましては、「稲城市住所整理審議会運営要領」により、公開とさせてい
ただきますので、よろしくお願いします。
それではこれから先の会議の進行につきましては、稲城市住所整理審議会条例第5
条第2項により会長が議長を務めることとなります。それでは会長、よろしくお願
いします。

会長（松本委員）

諮問の議題に入る前に定足数の確認をいたします。
委員12名全員が出席しており出席が半数を超えておりますので、稲城市住所整理審
議会条例第6条第2項により、会議は成立します。
それでは議事に入ります。「次第5 報告事項」について事務局から説明をお願い
します。

住所整理・団地再
生係係長

「次第5 報告事項」について、説明いたします。
「①坂浜地区の住所整理の進捗状況について」です。
坂浜地区を坂浜一丁目から八丁目として住所整理を実施する方針につきましては、
令和2年に稲城市住所整理審議会から答申をいただいています。
現在は、小田良土地区画整理事業の換地処分に併せた、坂浜三丁目、坂浜四丁目、
坂浜五丁目の新設および若葉台公園に隣接した区域を若葉台一丁目、若葉台四丁目へ
編入する作業を進めています。
今回実施予定の坂浜三、四、五丁目等の住所整理区域の新旧地番対照図を確認いた
します。
坂浜三丁目は、京王相模原線、天神通り、学園通り、都市計画道路多摩3・4・36
号小田良上平尾線に囲まれた区域、
坂浜四丁目は、京王相模原線、多摩3・4・36号線、学園通り、多摩3・4・17
号坂浜平尾線で囲まれた区域、
坂浜五丁目の一部については西側で土地区画整理の可能性があるため、京王相模原
線、多3・4・17号線、学園通りで囲まれた区域となっており、飛び地につきましては、
それぞれ若葉台一丁目と四丁目に編入します。
住所整理実施要領により、稲城市役所に一番近い箇所を起点とし、付番しています。
また、4番、9番といった番号は、道路や線路に付番しています。
こちらの住所整理に伴い、新しい住所等のお知らせとともに、「住所変更手続きの
しおり」を配布し、住所変更に伴う各種手続き等について、ご案内いたします。
内容につきましては、お手元の資料をご確認ください。
坂浜地区の住所整理スケジュールですが、令和4年11月に住所整理審議会への報告
を実施し、12月に対象となる方々に新住所等のお知らせをいたします。令和5年1月
に住所変更手続きの説明会を開催する予定となっております。そして、令和5年3月
3日に小田良土地区画整理事業の換地処分、翌日4日に住所変更となっております。
1点目については、以上となります。

住所整理・団地再生係長	<p>続きまして、「②その他の住所整理実施区域等について」です。</p> <p>現在、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区では、南山東部土地区画整理事業が進んでいます。</p> <p>これに併せ、南山東部土地区画整理事業区域及びその周辺につきまして、地区市民検討会を設立し、住所整理の方針を検討しています。</p> <p>この地区は、矢野口・東長沼・百村の3地区に跨る範囲となっております。</p> <p>このため、地区市民検討会では、現在、この地区に適した住所整理の方針について、住民アンケートを行うことを予定し、その内容の調整を行っております。</p> <p>矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理のスケジュールです。</p> <p>令和4年度現在、地区市民検討会での検討を重ねているところでございます。内容の検討を行いまして、住所整理に関する住民アンケートを行う予定でおります。</p> <p>令和5年度には、アンケート結果をまとめ、審議会への報告を行いまして、令和6年度には、南山東部土地区画整理事業の換地処分、住所変更の実施を予定しております。</p>
会長（松本委員）	<p>只今、説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑がある方は、挙手をお願いいたします。</p>
会長（松本委員）	<p>少し気になったのですが、住所変更手続きの開始日はわかりやすくなっていますか、いつまでに実施しなければならないというのはないのでしょうか。</p>
住所整理・団地再生係長	<p>項目によってそれぞれ、住所整理手続きのしおりに記載させていただいております。制度により、手続きの時期や期限が異なります。</p>
会長（松本委員）	<p>絶対にいつまでにやらなければならないというのはあまりないですね。</p> <p>その他、お気づきのことはございますか。</p>
石黒委員	<p>坂浜三、四、五丁目の住所整理について、市議会で議決を得たのはいつ頃でしょうか。</p> <p>また、坂浜三、四、五丁目は、稲城小田良土地区画整理事業の換地処分に併せて住所変更ということですが、残りの坂浜地区の住所整理については、どのような予定でしょうか。</p>
まちづくり再生課長	<p>坂浜三、四、五丁目の町区域の新設等につきましては、令和3年6月の市議会にて議決をいただいております。</p> <p>坂浜三、四、五丁目以外の坂浜地区の予定でございますが、鶴川街道の整備や区画整理の予定があるため、具体的なことは申し上げられません。都市基盤整備の状況等をみながら、できるだけ早めに着手していきたいと考えています。</p>
会長（松本委員）	<p>矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理のスケジュールで、令和5年度に審議会への報告が予定されていますが、報告を受けてその場で審議し、決定を行うということでしょうか。</p>
まちづくり再生課長	<p>アンケートのまとめり方によりますが、住所整理の動きや、市民の方のご意見等を報告し、具体的な区域等が決まった際に、改めて諮問という流れを予定しております。</p>
会長（松本委員）	<p>報告があったあとに、諮問があり、審議という流れになるのですね。</p> <p>それ以外について、何かご意見ございますか。</p>

- 副会長（榎本委員）
まず1点、坂浜地区の住民への説明についてですが、対象区域にお住いの方のみに説明に行くのかということと、坂浜地区全体についてはいつごろ説明を行うのか、随時だとは思いますが、周知をしていただきたいです。
もう1点、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区について報告がありましたが、現状を教えてください。
- まちづくり再生課長
まず、1点目の坂浜地区住民への説明についてですが、住所変更整理手続きの説明会ですので、現在お手元にお配りしている住所整理手続きのしおり等の冊子を使用して説明を行う予定でおります。新型コロナウイルスの影響があるため、オープンハウス形式で、住所整理手続き方法の動画を上映する予定としておりますので、坂浜三、四、五丁目以外の方も自由に来ていただければと思います。
坂浜三、四、五丁目以外の区域の着手に関しては、自治会と事前に相談し、該当住民への説明会を行ったうえで、着手していきたいと考えております。
また、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の進捗状況についてですが、住所整理基本方針では、なるべく現行の大字名を使用するということになってはいますが、それぞれの地域ごとに面積の差があることや、新規居住者の方等は新町名に変更するものと考えていたという話もあり、意見を取りまとめるためのアンケートを実施予定です。現在、アンケートの内容を検討している状況でございます。
- 石黒委員
矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理については、厳しいスケジュールなのかなと思いますが、実際はどうなのでしょう。
- まちづくり再生課長
おっしゃる通り、厳しい状況ではありますが、換地処分と併せて住所整理を行わないと二回住所が変わってしまうということになりますので、現在のスケジュールで進めていきたいと考えております。
- 高橋委員
住所整理手続きのしおりにも記載がありますが、行わなくてはならない手続きが多くある中で、遠出が難しい方もおり、個人個人の負担が大きいと思います。
例えば多摩中央警察署で、免許証の変更手続き等を出張して行ってもらうことなどは可能なのでしょうか。
- 吉越委員
免許証の手続きはオンライン端末で行っており、そのオンライン端末等を持ち運ぶことが難しいので、出張して対応することは厳しいかもしれません。
持ち帰り、確認します。（※）
- 会長（松本委員）
合理的に進めることができればいいですね。まとめて対応できれば効率的になりますので、ご検討いただけるとよいかと思います。
市で行っている手続きに関しても、まとめて対応できると効率的かと思います。
- まちづくり再生課長
手続きを減らせるよう、関係各所と調整しましたが、現状が精一杯な状況となっています。
- 会長（松本委員）
現在の住所整理手続きのしおりと同様のものを過去の住所整理でも使用したと思いますが、トラブル等は無かったのでしょうか。
- まちづくり再生課長
住所整理手続きのしおりは、関係各所に事前に確認をとって作成していますが、全くトラブルがないわけではございません。手続き先の機関で情報共有がされていない、書類が足りない、住所整理手続きのしおりを読まずに何も持たない状況で手続きに行ってしまう等のトラブルがありました。手続きに必要な書類等は住所整理手続きのしおりに記載しているので、各自で確認してから手続きを行ってほしいとの記載はしています。

会長（松本委員）

それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようです。
本日の日程は、これですべて終了といたします。
以上を持ちまして、令和4年度第1回稲城市住所整理審議会を閉会いたします。

(※) 後日 多摩中央警察 吉越課長より回答あり

運転免許の住所変更手続きについて、オンライン端末での処理となること、個人情報の取扱いとなることなどから、出張対応はできません、との結論になりました。